

## 第 7 章

# 学校を拠点とした放課後の 子どもの居場所づくりの充実 (新・放課後子ども総合プラン)

新・放課後子ども総合プランとは、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと地域子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、目標を設定するものです。

## 第7章 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実（新・放課後子ども総合プラン）

国の「新・放課後子ども総合プラン<sup>★</sup>」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後こどもクラブと地域子ども教室の整備等を計画的に進めます。



すべての小学校就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、  
多様な体験・活動を行うことができる

### （1）新・放課後子ども総合プランに基づく取組みの推進

本市ではこれまで、すべての小学校区において、放課後こどもクラブを設置・運営し、地域ボランティアの運営による地域子ども教室を実施してきました。

令和元年度(2019年度)から実施されている国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き両事業を円滑に運営するとともに、放課後等の子どもの安全・安心な居場所の整備・充実を進めます。

### （2）放課後こどもクラブ及び地域子ども教室の運営

#### ①放課後こどもクラブの整備計画

放課後こどもクラブは、保護者の就業率の上昇に伴う利用意向の高まりによって入会児童数が年々増加し、今後もその傾向が続くものと見込んでいます。今後5年間の児童の数及び目標事業量を次のとおり設定します。なお、開設時間については、現行の設定（月曜日から金曜日は13時から19時まで、土曜日は8時から17時まで、長期休業期間は8時から19時まで）を継続します。

- ◆子ども・子育て支援法に基づく市町村計画における量の見込み及び確保方策については、第6章「子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に記載しています。



増加する入会児童数に対応していくにあたっては、指導員やクラブ室の確保が必要です。指導員については、多様な媒体や手法を活用して必要な人材を確保し、支援員資格の取得の研修や人権研修等の受講を計画的に進めるなどにより、人材育成に取り組みます。実施場所については、小学校の余裕教室を活用することを基本として取り組みます。

## ②地域子ども教室の実施計画

地域子ども教室は、小学校区ごとに組織された実行委員会がスポーツや文化活動等の体験プログラムを企画し、小学校の校庭や多目的室などを使って実施しています。今後も引き続き、すべての小学校区で、学校施設を活用した事業実施をめざします。

## (3) 両事業の一体型運営の取組み

本市では、すべての小学校区において、放課後こどもクラブを小学校内で設置・運営するとともに、地域子ども教室をすべての児童を対象に実施しています。地域子ども教室には、放課後こどもクラブの児童も参加しています。これは、「新・放課後子ども総合プラン★」において国が推進する、放課後こどもクラブと地域子ども教室の「一体型」の運営にあたります。本市においてはすべての校区で一体型運営の形が整っていることから、今後、両事業の関係者のさらなる情報共有・連携を図ることなどにより、事業のより円滑な実施に取り組みます。

## (4) 放課後の子どもの居場所づくり事業

すべての子どもが放課後に安全で安心して豊かな時間を過ごすことができるよう、平成28年度(2016年度)から、一部の小学校区をモデル校区として放課後の子どもの居場所づくり事業を始めました。令和元年度(2019年度)は4校区において、学校給食実施日の授業終了後から2時間程度、見守り員を配置して校庭を開放し、当該小学校児童の自主的な遊び場所としています。

今後、モデル校区における実施状況を踏まえて、見守り員の確保や実施日の拡大、雨天時の対応などの課題について、より効率的・効果的な実施手法を検討し、全校実施に向けて取り組みます。

## (5) 取組みの推進体制

令和元年度(2019年度)から、放課後こどもクラブ事業及び放課後の子どもの居場所づくり事業を市長部局から教育委員会に移管し、教育委員会所管の地域子ども教室と合わせて同じ課で取り組む体制に組織機構を改めました。これにより、放課後こどもクラブと地域子ども教室の一体型運営など、放課後の居場所づくりを総合的に推進します。

また、学校・家庭・地域をはじめ子どもの居場所に関わる事業の実施主体との連携協力により、放課後の子どもの居場所づくりなど放課後等の子どもの健やかな育成に取り組めます。